



出典：人事院資料より高橋千鶴子事務所作成

国土交通省における公務又は通勤災害の発生件数及び認定件数（平成27年度～令和元年度）

（令和元年度末時点）

区分	計	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
発生件数	1,077 （29）	186 （3）	251 （6）	217 （7）	211 （9）	212 （4）
公務又は通勤による災害の認定件数	1,054 （15）	184 （2）	247 （3）	213 （3）	207 （7）	203 （0）
		《 0 》	《 1 》	《 3 》	《 2 》	《 1 》
		《 0 》	《 1 》	《 1 》	《 2 》	《 0 》

※1 人事院協議による件数を上段の括弧に内数として計上

※2 死亡事案の件数を下段の括弧に内数として計上

なお、死亡事案(7件)は全て人事院協議事案

※3 死亡事案(7件)の詳細... 自殺：5件、脳・心血管疾患：2件

## 心理的負荷による精神障害の労災認定基準の改正概要

(令和2年5月29日付け基発0529第1号)

### 改正の背景

業務による心理的負荷を原因とする精神障害については、平成23年12月に策定した「心理的負荷による精神障害の認定基準について」に基づき労災認定を行っている。このたび、令和2年6月から施行されるパワー・ハラ・ストメン  
ト防止対策の法制化に伴い、職場における「パワー・ハラ・ストメント」の定義が法律上規定されたことなどを踏まえ、令和2年5月に取りまとめられた「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」の報告書を受けて、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」の改正を行った。

### 改正のポイント

これまで、上司や同僚等から、嫌がらせ、いじめ、暴行を受けた場合には、「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」の出来事で評価していたが、「心理的負荷評価表」を次のように改正し、パワー・ハラ・ストメントに関する事案を評価対象とする「具体的出来事」などを明確化したもの。

#### ◆ 「具体的出来事」等に「パワー・ハラ・ストメント」を追加

- ・ 「出来事の類型」に、「パワー・ハラ・ストメント」を追加
- ・ 「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワー・ハラ・ストメントを受けた」を「具体的出来事」に追加

【強いストレスと評価される例】

- 上司等から、治療を要する程度の暴行等の身体的攻撃を受けた場合
- 上司等から、暴行等の身体的攻撃を執拗に受けた場合
- 上司等による、人格や人間性を否定するような、業務上明らかに必要性がない精神的攻撃が執拗に行われた場合
- 心理的負荷としては「中」程度の精神的攻撃等を受け、会社に相談しても適切な対応がなく、改善されなかった場合

#### ◆ 評価対象のうち「パワー・ハラ・ストメント」に当たらない暴行やいじめ等について文言修正

- ・ 「具体的出来事」の「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」の名称を「同僚等から、暴行又は(ひどい)いじめ・嫌がらせを受けた」に修正
- ・ パワー・ハラ・ストメントに該当しない優越性のない同僚間の暴行やいじめ、嫌がらせ等を評価する項目として位置づける

【強いストレスと評価される例】

- 同僚等から、治療を要する程度の暴行等を受けた場合
- 同僚等から、人格や人間性を否定するような言動を執拗に受けた場合

 **評価表をより明確化、具体化することで、請求の容易化・審査の迅速化を図る。**